

第3章 城陽市の環境政策

1. 環境基本条例

1) 制定の概要

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利と将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。そこで城陽市は、良好な環境の再生、保全及び創造に取り組む決意を表明し、持続的発展が可能な社会をつくるため環境基本条例を制定しました。

本条例は、市が環境問題に総合的に取り組むために、様々な施策に共通する理念や、施策の基本的方向性を定めるものです。具体的な目標、施策については、環境基本計画やエコプラン等で定められます。

2) 制定の経過

策定に当たって、環境問題の解決には市民や事業者等の協力が不可欠であるとの考えから市民参加の手法を取り入れ、一般公募の市民や事業者の代表、学識経験者等で構成する「環境市民懇話会」を発足し、さらに市民と行政との橋渡しとなるコーディネーター役としてNPO法人の協力を得て着手しました。条例の制定については、懇話会からの提言を受け、市と懇話会との協働で協議、検討を進めました。

条例は平成13年12月に議会で可決され、平成14年4月1日から施行しました。

条例では「全員参加と環境優先の認識」「自然と人との共生」「循環型で持続可能な社会」「パートナーシップ」「地球環境保全」を基本理念とし、市、市民、市民団体、事業者が参加、協力して、実現に取り組むことを定めています。

(資料編3-1「城陽市環境基本条例」、3-2「環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過」を参照)

2. 環境基本計画

1) 策定の概要

「城陽市環境基本条例」で示されている現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するためのものとして「第2次城陽市総合計画」(第3次:平成19年度策定)はもとより、それに基づく「都市計画マスタープラン」「農業農村整備基本構想」「東部丘陵地利用計画」などの土地利用に関する計画、および新名神自動車道の建設計画との整合性を図りつつ、各種環境施策の上位計画として位置づけられるものです。

市は、環境に関わる個別計画や各種施策の策定および実施にあたり、本計画を基本的な事業指針として活用します。また、本計画は、市、市民、市民団体、事業者がよりよい環境づくりに向けた活動を行う際の指針ともなります。

2) 策定の経過

平成 14 年4月から、環境基本条例の理念を具体化し、良好な環境を再生、保全及び創造するための施策を総合的、計画的に推進するため、「環境基本計画」の策定に取り組みました。

策定については条例と同様に城陽市環境市民懇話会との協働により進め、条例の制定同様にNPO法人をコーディネーターとして取り組みました。計画の中間案がまとまった段階で、議会に報告するとともに、市内に6館あるコミュニティセンター単位で、城陽市環境市民懇話会の主催による「環境井戸端会議」を開催するなど、幅広い市民の意見を求めました。

これらの市民意見を参考に、基本計画案を作成し、議会に報告するとともに、環境審議会（環境基本条例に基づき 10 月1日設置）に諮問、審議会の答申内容や議会、市長の意見を踏まえて、平成 15 年3月、環境基本計画を策定しました。

また、本計画策定から5年、及び 10 年が経過するごとに、これまでの進捗状況や社会情勢の変化等をふまえて、本計画の推進体制である「城陽環境パートナーシップ会議」により計画内容の見直し検討を行いました。これらの検討結果と環境審議会の意見を取りまとめ、平成 21 年6月、平成 26 年2月に、環境基本計画の一部を改正しました。

（資料編3-3「環境基本計画の策定経過」、3-4「城陽市環境基本計画の体系」を参照）

■ 環境基本計画等の数値目標と進捗状況(平成27年3月末現在)

環境ビジョン	基本目標	目標達成度を示す指標	基準値 (平成12年度)	平成29年度の 数値目標	平成25年度の実績 ○印は数値目標達成項目	平成26年度の実績 ○印は数値目標達成項目
＜生活＞ 安心・安全で健康 に暮らせるまち	1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します 2. 良好な生活環境を守ります 3. 安心して暮らせる環境を守ります	・BOD10mg/ℓ以下の調査地点の割合	43% (6地点/14地点)	100%	100% (16地点/16地点)	○ (16地点/16地点)
		・公害苦情件数 ※除草苦情件数含む	114件	減らす	55件	○ 57件
		・川や池の水のきれいさに対する満足度	13% ^{注1)}	50%	26% ^{注2)}	○ 26% ^{注2)}
		・公共下水道への接続率(人口比) ^{注11)}	69% ^{注11)} (12,264/17,854)	100%	91% (71,087/78,128)	○ (71,163/77,649)
＜自然＞ 多様な生き物が暮 らす豊かな自然を 守り育てるまち	4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り 育てます 5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます 6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます 7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守 り、再生します	・動植物相の種数 ^{注3)}	2,120種 (328(平成22年現在)) ^{注4)}	現状維持	現状維持 ^{注5)}	○ 現状維持 ^{注5)}
		・市の名木・古木登録数	36本(平成13年度末)	現状維持	40本	○ 36本
		・耕地面積	458ha	約200ha	430ha	○ 418ha
		・自然の生物との親しみに対する満足度	36% ^{注1)}	50%	33% ^{注2)}	○ 33% ^{注2)}
		・オオタカの生息状況の確認 ^{注3)}	確認されている	確認されている	確認されている	○ 確認されている
		・ホタルが見られる水辺の数 ^{注3)}	10カ所	増やす	12カ所	○ 13カ所
＜快適＞ 城陽らしい景観・ 街並みと安らぎの あるまち	8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人 と環境にやさしい交通体系をつくります 9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります 10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげて いきます 11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくり ます	・1人当たり公園面積	3.8m ²	10m ²	5.9m ²	○ 6.0m ²
		・市街化区域の緑被率	19.6%	30%	20.5% ^{注6)}	○ 20.5% ^{注6)}
		・歩行者街路の快適さに対する満足度	11% ^{注1)}	50%	21% ^{注2)}	○ 21% ^{注2)}
		・水や水辺とのふれあいに対する満足度	20% ^{注1)}	50%	21% ^{注2)}	○ 21% ^{注2)}
		・街並みのゆとり、美しさに対する満足度	20% ^{注1)}	50%	20% ^{注2)}	○ 20% ^{注2)}
		・生け垣の補助件数(累計)	129件(平成13年度末)	増やす	166件	○ 166件
		・グリーンカーテンの取り組み実施家庭・ 公共施設	72件 (H20年度)	500件	507件	○ 634件
		・クリーン倶楽部城陽登録団体数	5件 (H21年4月末)	40件	21件	○ 21件
＜循環＞ 循環型社会を形成 するとともに負の 遺産を解消し、新 しい環境財産をつ くり出すまち	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシ ステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指 します 13. 省エネルギーを推進するとともに、自然エネルギ ーを積極的に活用します 14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用 を推進します	・家庭系一人一日あたりごみ排出量	約680g(平成13年度)	約590g	約557g	○ 約541g
		・市内の電力(100V)消費量 (関西電力(株)供給分)	161,961千kWh	145,000千kWh	167,608千kWh ^{注7)}	○ 158,129千kWh ^{注7)}
		・一人一日あたりの水の使用量	316L(H19年度) (H12年度:345L)	減らす	294L	○ 289L
		・生ごみ処理機等への補助対象件数(累計)	1,083件(平成13年度末)	増やす	1,617件	○ 1,623件
＜参加＞ 全ての人々が参加 し、パートナーシ ップで行動するま ち	15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くする ためにパートナーシップで取り組みます 16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組 みづくりに取り組みます 17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にや さしい人をはぐくみます	・環境に関するイベント・学習会等への参 加経験の割合	16% ^{注1)} (イベントへの参加)	50%	27% ^{注8)}	○ 27% ^{注8)}
		・環境を学ぶ機会の満足度	データなし	50%	10% ^{注2)}	○ 10% ^{注2)}
		・環境マネジメントシステムの導入事業所 数	6事業所(平成13年度末)	増やす	27事業所 ※公表分のみ	○ 26事業所 ※公表分のみ
＜地球環境＞ 地球環境を考えて 地域で行動するま ち	18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていること を認識し、身近な地域で行動を起こします	・地球環境問題に対する関心度	72% ^{注1)}	100%	98% ^{注9)}	○ 98% ^{注9)}
		・環境家計簿を実施したことのある世帯の 割合	データなし	10%	1.3% (390件)	○ 1.5% (455件)
		・市全体のCO ₂ 排出量の削減 ^{注10)}	0.140×10 ⁶ t-CO ₂	0.126×10 ⁶ t-CO ₂ (10%削減)	0.130×10 ⁶ t-CO ₂	○ 0.130×10 ⁶ t-CO ₂

注1): 環境基本条例の基礎資料として平成12年に実施した「城陽市環境に関する市民アンケート調査」のデータによるものである。
 注2): 平成23年度に実施した「城陽市市民意識調査」の数値を使用している。(意識調査は約3年ごとに実施)
 注3): 動植物相の種数・オオタカ・ホタルの生息に関する基準値データは「城陽市動植物環境調査報告書」によるものである。
 注4): 「生き物ハンドブック」(城陽環境パートナーシップ会議:平成22年)で確認している動植物相の種数。
 注5): 平成12年度に実施した「動植物環境調査報告書」によるものである。
 注6): 平成15年都市計画基礎調査の数値を使用している。

注7): 電力部分自由化に伴い、平成19年度より特定規模需要(高圧電力<50kw以上>)の数値の公表をさしひかえているため、市内の100V電力消費量のみ数値を使用している。
 注8): 平成15年度に実施したイベント「産業まつり」におけるアンケート結果の数値を使用している。
 注9): 平成20年度に実施した「緑化まつり」「産業まつり」におけるアンケート結果の数値を使用している。
 注10): 電力消費量からのみCO₂へ換算したものである。
 注11): 基準値(平成12年度)は戸数比を使用しているが、平成24年度からは人口比を使用している。

3. 推進体制

1) 城陽環境パートナーシップ会議

環境基本条例第 27 条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者が「城陽市環境基本計画」の推進や良好な環境の保全等に関し、協力・協働して取り組むための組織です。

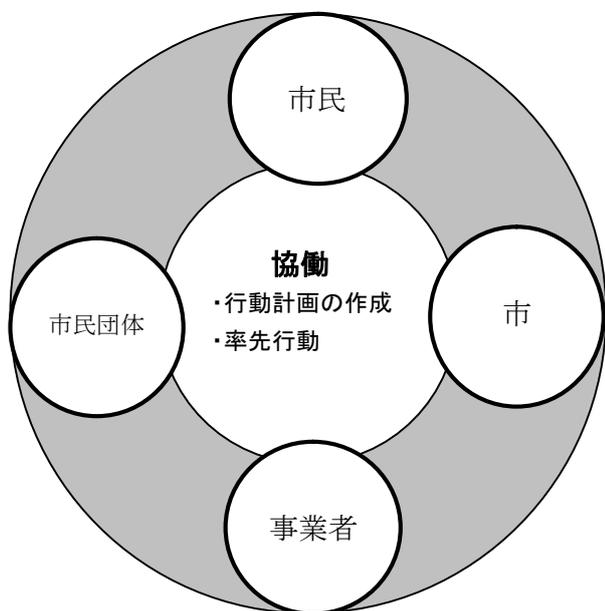
設立にあたり環境市民懇話会の呼びかけにより、平成 15 年9月1日に設立発起人会を発足させ、設立に向けた具体的な検討作業を行うとともに、幅広い市民の参画を募り、同年 10 月 25 日に任意組織として「城陽環境パートナーシップ会議」が設立されました。

なお、設立総会の際において「環境を守り育てる市民の誓い」の宣誓文を参加者全員で読み上げ、環境保全に向けた決意を新たにしました。

組織構成は総会・運営委員会・部会からなります。会員として市民を基本としていますが、環境に関心のある方はどなたでも入会できます。会員は個人会員、団体会員、賛助会員に区分され、会費は個人会員、団体会員は多くの参加のもと、幅広い活動の展開を図る目的で無料です。なお、賛助会員については 20,000 円／年を徴収し本会議の活動資金とされます。

環境基本計画の推進に向け、年度ごとに具体的な行動計画の企画・立案を行い、各種事業が実施されます。平成 26 年度の事業報告および平成 27 年度の事業計画については次のとおりです。

(資料編3-5「城陽環境パートナーシップ会議規約」を参照)



<城陽環境パートナーシップ会議平成 26 年度総会>

■会員の状況

平成 27 年3月 31 日現在

会員種別(単位)	会員数
個人会員(人)	262
団体会員(団体)	21
賛助会員(人・団体)	16

■平成26年度 城陽環境パートナーシップ会議事業報告

事業名	実績		参加者
	実施日	場所	
会報の発行(第41号)	平成26年 4月4日(金)		
第1回自然観察会	5月11日(日)	府立木津川運動公園	27名
ゴーヤの苗配布	5月17日(土)	旬菜市	200名
市内一斉クリーン活動	6月1日(日)	市内各コミセン	1,451名
第2回自然観察会	6月14日(土)	古川流域	40名
平成26年度 総会	6月28日(土)	福祉センター ホール	26名
環境ミニフォーラム ～各部会の活動報告～ 循環・地球環境部会 活動報告会 報告者:小林 駿委員 テーマ1「リニューアル 環境家計簿の紹介」 テーマ2 ①「環境紙芝居の製作報告」②「環境紙芝居の上映」 生活・自然部会 活動報告会 報告者:中川 宗孝委員 「鳥類の動画上映と生き物ハンドブック(改訂版)の中間報告 ～鳥の子育てやフクロウの赤ちゃんの貴重な映像～」	6月28日(土)	福祉センター ホール	40名
城陽産菜種油の完成	7月2日(水)	33本(600g/1本)	
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験①	7月4日(金)	青谷保育園	20名(年長児)
会報の発行(第42号)	7月8日(火)		
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験②	7月11日(金)	鴻の巣保育園	26名(年長児)
省エネ診断開催	7月15日(火)	城陽市役所1階ロビー	受診者30名
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験③	7月23日(水)	久世保育園	68名 (年長・年中児)
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験④	7月28日(月)	清心保育園	34名
夏休み こどもエコバスツアー	7月31日(木)	兵庫県立 「人と自然の博物館」	34名
こどもエコ料理教室	8月2日(土)	南部コミセン 料理実習室	23名
～こどもからお年寄りまでをつなげるプロジェクト～ 「市民活動は地域の宝箱やでえ～」出展参加(環境紙芝居)	8月2日(土)	文化パルク城陽 市民プラザ	50名
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑤	8月7日(木)	今池保育園	23名(年長児)
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑥	8月19日(火)	清仁保育園	39名(年長児)
環境出前講座 手回し発電機による発電体験⑦	8月26日(火)	久津川保育園	32名(年長児)
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑧	9月2日(水)	里の西保育園	39名(年長児)
城陽生き物ハンドブック(改訂版)完成	9月12日(金)		
自然学習会	9月27日(土)	京都大学総合博物館	28名
会報の発行(第43号)	10月15日(水)		
緑化フェスティバル出展参加(ドングリ・生き物展示)	10月19日(日)	府立木津川運動公園	
第3回自然観察会	10月19日(日)	府立木津川運動公園	21名
平成26年度 第13回城陽市環境フォーラム 「考えよう ごみの将来 循環型社会について」 ▶リメイクファッションショー(「布日和」主催) ▶環境紙芝居の上演 ▶講演会 ①なぜ「ブラマーク製品」の分別が必要なの? 講師:京都府立大学大学院生命環境科学准教授 山川 肇氏 ②「プラスチック容器の分別収集について」 講師:城陽環境パートナーシップ会議運営委員 小林 駿氏 ▶抽選会 ▶エコ・ポート長谷山出展 リサイクル品の展示販売、リサイクルガラス使用の制作体験 ▶物品販売(地産地消) 城陽旬菜市、青谷梅工房、城陽環境パートナーシップ会議 ▶エコクッキング教室 講師:大阪ガス㈱ ▶団体活動紹介展示 城陽市観光協会 梅の郷青谷づくり/城陽市衛生センター/城陽環境パートナーシップ会議	11月15日(土)	東部コミセン	330名
企業訪問	11月26日(水)	㈱ミズホ	9名
男のエコ料理教室	12月6日(土)	東部コミセン	19名
京都環境フェスティバル出展	12月13日(土) 14日(日)	パルスプラザ	
会報の発行(第44号)	1月7日(水)		
第4回自然観察会	2月11日(水・祝)	古川流域	32名
さんさんフェスタ出展参加(省エネ診断の実施)	2月15日(日)	文化パルク城陽	診断者34人
木津川展出展	2月21日～3月1日	木津川流域センター	
エコバスツアーと地球温暖化防止教室	3月4日(水)	関西リサイクルシステムズ㈱	19名
城陽マラソン大会出展参加	3月8日(日)	文化パルク城陽	約3,000名
竹林整備(竹炭づくり)	年14回	青谷(堂山)	参加延べ人数 566人

■平成 27 年度 城陽環境パートナーシップ会議事業計画

環境ビジョン	平成27年度の取組内容
生活 自然	身近な河川とそこで見られる動植物の観察会の開催(年3回)
	身近な河川の清掃活動の実施
	河川の浄化
	里山とそこで見られる動植物の観察会の開催(年1回)
	生き物ハンドブックのDVD版の活用
	竹林の整備(竹炭づくり)
快適	花いっぱい運動の実施、市民への拡大
	グリーンカーテンの普及・啓発
	環境美化の推進
循環	ごみの分別の啓発
	廃油回収の啓発
参加	城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の周知・啓発
	総会・環境フォーラム・環境ミニフォーラムの開催
	子供を対象とした環境学習会の開催
	環境学習会の開催
	企業訪問の実施
	会報(エコパートナー通信)の発行(年4回)
地球環境	環境家計簿の普及啓発
	省エネ啓発ブック(マンガ版)制作
	省エネ診断の実施
	地球温暖化に関する学習会の開催



<城陽生き物ハンドブック改訂版の完成>



<第13回城陽市環境フォーラム>

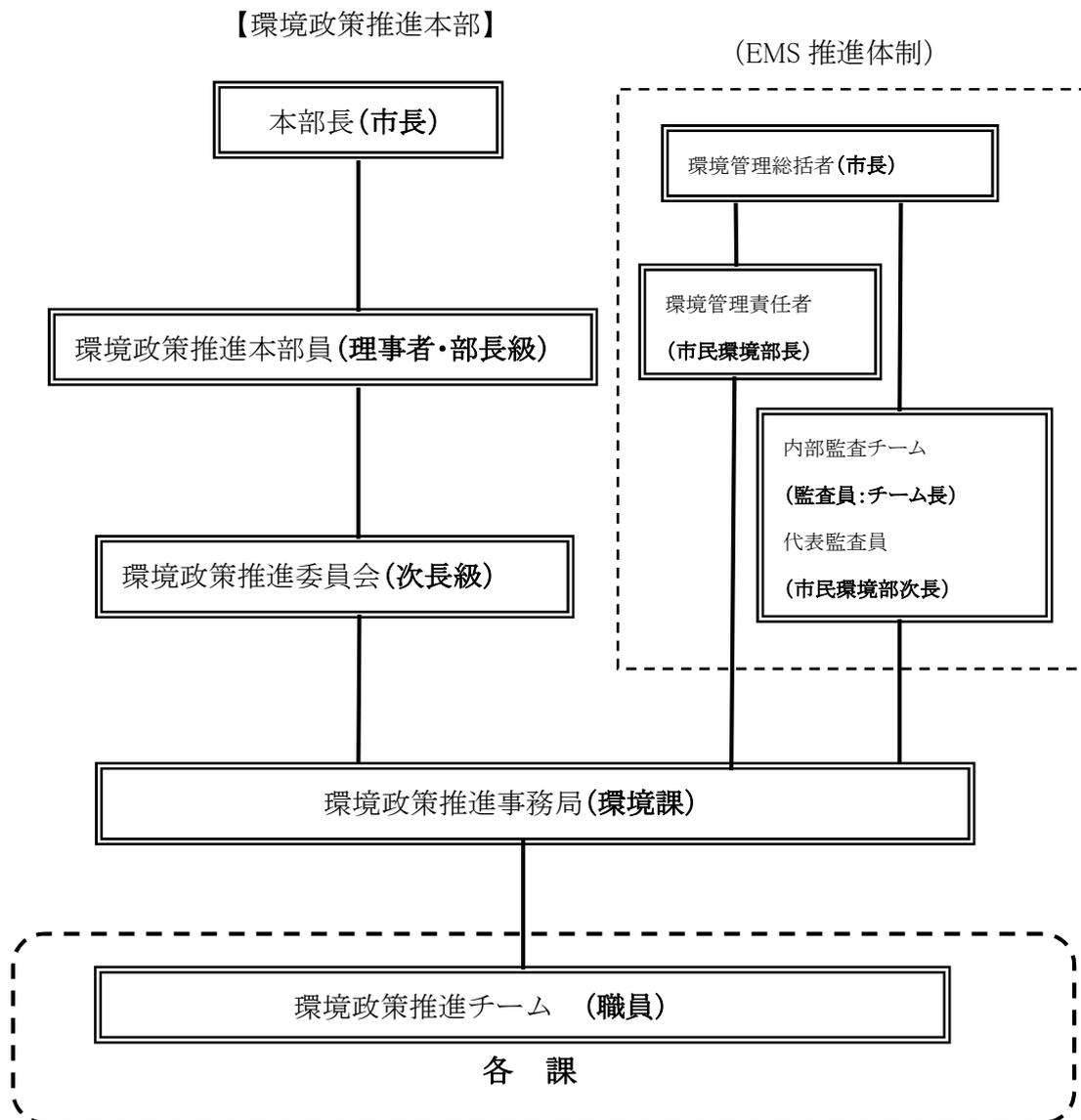
2) 庁内の推進組織

環境基本条例第 28 条に庁内推進体制を整備することを定めています。

そのため市では、「城陽市環境基本計画」の策定や推進、さらには環境マネジメントシステム(EMS)の運用など、庁内の環境施策全般についての検討や方針決定ならびに進行管理を行うために、「城陽市環境政策推進本部」を平成 14 年4月1日に設置しました。

(資料編3-6「城陽市環境政策推進本部設置規則」を参照)

■ 城陽市環境政策推進体制図



4. 城陽市環境審議会

環境基本条例第 26 条に基づき、城陽市環境基本計画や良好な環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する諮問機関として市民団体の代表者3名、学識経験者5名、関係行政機関の職員2名の計 10 名により平成 14 年 10 月 1日に設置しました。なお、委員の任期は2年で再任を妨げないものとなっています。平成 18 年度から、関係行政機関の職員2名に替え、公募による市民2名を委員としております。

審議会では平成 14 年度において、「城陽市環境基本計画(案)」策定の諮問に対し、市内の環境状況を視察し、その内容を踏まえて答申がされました。

現在は、環境基本計画の推進にあたって、本報告書による環境施策の進捗状況などに関する調査審議・意見具申が行われています。

(資料編3-7「城陽市環境審議会規則」、3-8「環境審議会の開催状況」を参照)

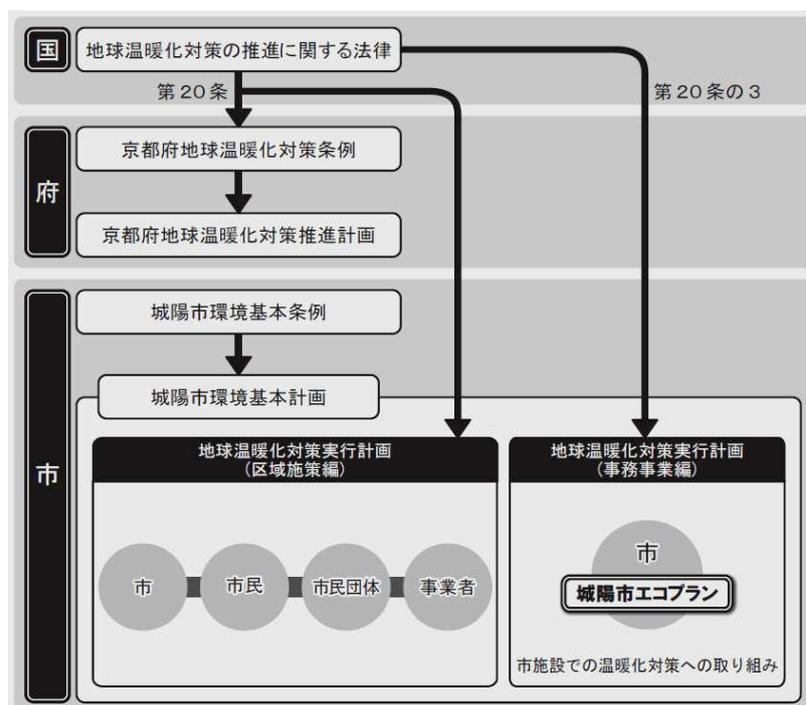
5. 城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

近年、温室効果ガスによるものと考えられている地球温暖化により、異常気象が世界各地で起こっており、自然環境やわたしたちの生活環境を脅かすほど深刻なものとなってきています。

このような状況において、城陽市では、地球温暖化防止に向けて、前述の環境基本計画やエコプランをはじめとする、さまざまな計画等により取り組みを実施しています。

また、市全体で地球温暖化防止を進めていくために「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を推進しています。

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条で、市町村が策定するべきと定められている「区域の温室効果ガス排出の抑制等のための計画的施策」として位置づけられ、市内の地球温暖化防止の指針となる計画です。



<参考>地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

1) 計画期間

地球温暖化の原因とされている温室効果ガスの排出量を削減するための期間として、平成 25 年度(2013 年度)～平成 29 年度(2017 年度)の5年間とします。(計画の基準年度は、平成2年度(1990 年度)を基準年度とします。)

2) 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(平成 21 年・環境省)」に基づき、本計画では二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類を対象とします。

3) 現況と目標値

温室効果ガスは、電気、ガス、灯油等を使うことで排出されます。城陽市では平成 24 年度(2012 年度)で約 40.4 万トンの温室効果ガスを排出しており、基準年度である平成2年度(1990 年度)と比べると、約 50.2%増加しています。

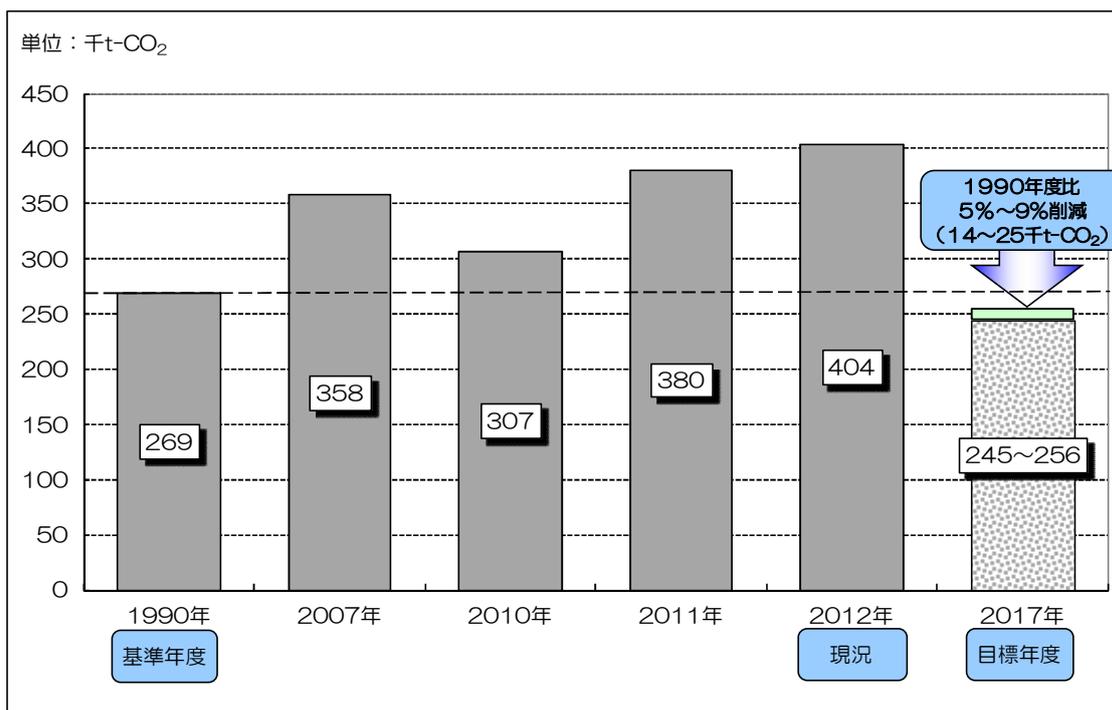
城陽市では、市全体で平成 29 年度(2017 年度)までに温室効果ガスの排出量を、基準年度比で 5%～9%(13,000～24,000t-CO₂)削減することを目標としています。

(資料編3-8「城陽市の温室効果ガス排出量」を参照)

◆城陽市の温室効果ガス排出量(経年変化)

単位:t-CO₂

	平成2年度 (1990年) 基準年	平成12年度 (2000年)	平成17年度 (2005年)	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
廃棄物部門	1,000	1,361	1,275	1,253	1,219	1,203	1,178	1,173
運輸部門	91,347	115,209	106,514	112,993	112,074	108,975	106,761	105,139
民生業務部門	50,744	69,549	78,372	91,464	77,889	67,459	69,120	99,837
民生家庭部門	67,811	76,192	85,186	95,036	90,203	77,578	82,609	118,702
産業部門	58,098	58,314	60,975	57,033	54,371	48,969	47,338	55,541
合計	269,000	320,626	332,321	357,779	335,756	304,183	307,007	380,392
基準年度比増減		19.2%	23.5%	33.0%	24.8%	13.1%	14.1%	41.4%



<城陽市における温室効果ガス排出量の現況と目標>

4) 平成 26 年度の主な実施結果

市民を対象に、再生可能エネルギーの導入取り組みとして太陽光発電設置補助事業、省エネルギー意識の向上・啓発としてグリーンカーテンや、クールアースデー、城陽ECO宣言^{※1}、省エネ診断窓口などの取り組みなどを実施しました。

※1 具体的な温暖化対策のための取り組み内容を宣言することにより、温暖化対策意識の向上を図る事業です。宣言者には、ECOに関するイベントの案内はECO宣言書を進呈しています。

【グリーンカーテン】

市民向け	城陽旬菜市でゴーヤ苗配布(200名400苗)
公共施設向け	保育園、幼稚園、小学校、中学校等25ヶ所

【クールアースデー(ライトダウン)】

80件	電力削減量(推計) 197.2kWh
-----	--------------------

6. 環境マネジメントシステム・エコプラン

環境マネジメントシステムとは、組織が自らの事業活動における環境への負荷の低減、及び環境の保全と改善に関する活動を継続的に実施するため定めるルール体系です。

本市においては、国際規格の環境マネジメントシステムであるISO14001の認証を平成15年3月に取得しました。運用開始以来、適用範囲の全職員参加のもと、省エネルギー、省資源化に向けた

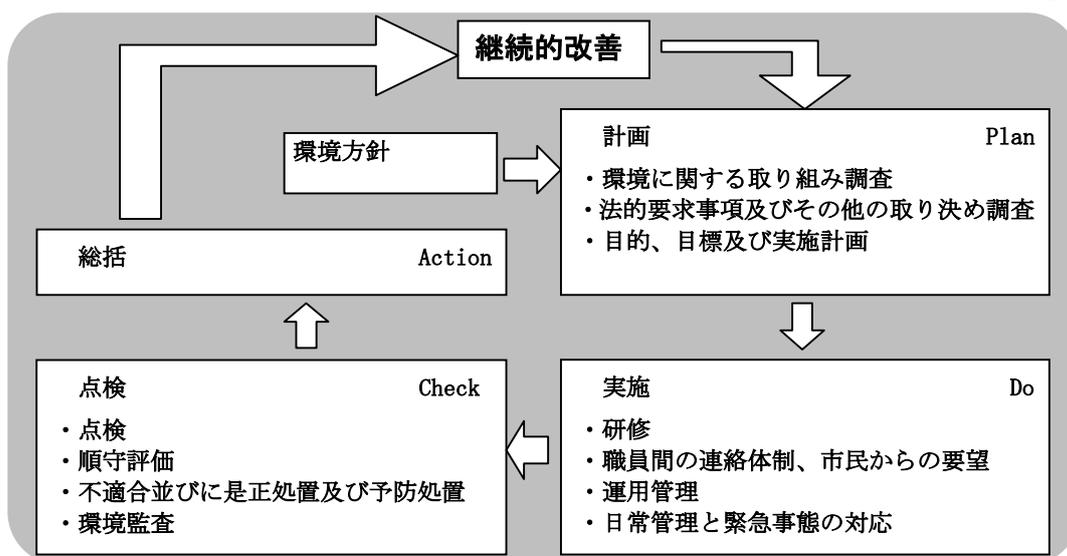
環境施策の推進を始めとして、その年度に到達すべき目的・目標を掲げ、環境負荷低減を目指してきました。平成 24 年4月からは、9年間のISO14001 の取り組み実績を踏まえ、本市独自の環境マネジメントシステム(J-EMS)の運用を開始しました。J-EMSでは、エコオフィス活動や、環境保全活動、公共工事における環境配慮などの推進の他、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減を目指す城陽市エコプランの進行管理も実施しています。

また、市内の中小企業の環境マネジメントシステムの構築を支援するため、平成 16 年度より環境管理の国際規格である ISO14000 シリーズ、または、品質保証の国際規格である ISO9000 シリーズを認証取得した中小企業者に対して経費の一部を助成しています。

1) 城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)とは

J-EMSは、城陽市の事務・事業活動における環境への負荷の低減、及び環境の保全と改善に関する活動を継続的に実施し、維持することを目的としています。本システムは、PDCAサイクルにより、市長が定める環境方針に基づき計画し、実施及び運用し、点検し、並びに見直しを行うもので、環境行政の効率化・活性化を図るものです。

(資料編3-9「環境方針」を参照)



J-EMSでは、市が直接管理する全ての施設において、全職員参加のもとで、市役所の環境負荷低減を目指し、省エネ、省資源活動や、継続した環境施策を実施しています。

全所属において環境政策推進チーム員(43 名)が中心となり、市の事務・事業に対し、以下の内容を実施し、環境負荷軽減に取り組んでいます。

1. 環境に影響を与える事務・事業活動の抽出
2. 抽出した事務・事業活動の環境影響を評価して、より著しく環境に影響を与えている事務・事業活動の決定にあたって、環境方針に掲げる内容に分け、以下の4つに分類
 - (1)地球環境の保全 (2)3Rの推進 (3)生活、自然環境の保全 (4)協働による環境保全
3. 分類した事務・事業活動を財政面や技術面を考慮しながら、目的・目標を設定、その達成に向け、職員による環境負荷低減取り組みの実施

(1) 平成 26 年度実施結果

環境方針	環境基本計画	環境目標	結果	平成 26 年度取組概要	所属名
(1) 地球環境の保全	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	2階執務室の既存直付型照明器具をLEDの照明器具に取り替える。	○	2階執務室(人事課・防災課)の既存直付型照明器具をLEDの照明器具に更新した。	総務電算情報課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	電算室の窓ガラスへの遮熱効果のある塗料の吹き付けを実施する。	○	電算室の窓ガラスへの遮熱効果のある塗料の吹き付けを実施した。	総務電算情報課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	庁舎に既設のガス吸収式空調機および電気熱源式空調機の一部を新型空調機に更新する。	○	空調機の一部を新型空調機に更新した。(4階議員控室、第2, 3, 5会議室等)	総務電算情報課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	働く女性の家(南部コミュニティセンター、コミュニティ防災センター)に太陽光発電システム(10kW)及び蓄電池(10kWh)を設置する。(京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金活用)	×	平成 27 年度内に設置予定。	商工観光課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	北部老人福祉センター「陽和苑」に太陽光発電システム(10kW)及び蓄電池(10kWh)を設置する。(京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金活用)	×	平成 27 年度内に設置予定。	高齢介護課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	東部コミュニティセンターに太陽光発電システム(10kW)及び蓄電池(10kWh)を設置する。(京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金活用)	×	平成 27 年度内に設置予定。	生涯学習推進課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	炊飯室、コンテナプールの窓ガラスへの遮熱効果のある断熱フィルム施工を実施する。	○	取り組み内容のとおり実施した。	学校給食センター
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業について、交付件数 69 件以上を目指す。	○	交付件数:77 件	環境課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	20Wの街灯をLED街灯に更新する。	○	全ての 20W街灯をLED街灯に更新した。	管理課
(2) 3Rの推進	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり	平成 27 年1月よりプラマーク製品分別収集、蛍光管の拠点回収及び平成 26 年 10 月より小型家電の拠点回収を実施する。	○	4月にプラマーク製品分別収集、蛍光管拠点回収周知啓発チラシ、9月に小型家電拠点回収周知啓発チラシ各戸配布。7月から9月に市民説明会 11 回、出前講座2回。10月から小型家電の常設拠点回収を 16 ヶ所で実施。 1月からプラマーク製品分別収集を開始。1月から蛍光管の拠点回収を毎月第2水曜日に実施。	衛生センター

環境方針	環境基本計画	環境目標	結果	平成 26 年度取組概要	所属名
(2) 3Rの推進	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり	地域の廃食用油のリサイクル活動を支援するため、広報等により、回収に協力できる自治会やスーパーを募集し、回収箇所の増加を目指す。	×	市ホームページにて募集協力を呼びかけたが、回収箇所の増加はできなかった。今後も引き続き回収箇所の増加を目指し、市内の主要店舗等に依頼を行っていく。	衛生センター
	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり	地域子育て支援センター劇場公演事業の際には、可能な限りごみの発生量を減らすよう仕様書に記載し、昨年度の実績である90ℓを下回るようにする。	○	25年度のごみ袋の使用量⇒90リットル 25年度のごみ袋の使用量⇒90リットル	子育て支援課
環境の保全 (3) 生活、自然	9. 自然を感じる憩いのまちの創造	350世帯の市民にゴーヤ苗を配布する。	○	事前に配布を希望される市民を市広報誌にて募集し、536人の応募があった中、抽選にて配布の対象となった420人の内、取りに来られた409人の市民にゴーヤ苗を3苗ずつ配布した。	都市計画課
(4) 協働による環境保全	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	環境家計簿実施者数 65 名以上を目指す。(前年度実績 63 名)	○	実施者数:65 件	環境課
	17. 環境学習・環境教育の推進	環境出前講座について、市内の保育園6園以上での開催を目指す。	○	8園 (青谷保育園、鴻の巣保育園、久世保育園、清心保育園、今池保育園、清仁保育園、久津川保育園、里の西保育園)	環境課

○:達成(適合) ×:不適合

2) 城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～とは

本計画は、環境基本条例第 24 条や環境基本計画の目的を踏まえ、市が事業者及び消費者としての立場から、自らの事務・事業による環境負荷の低減に率先して取り組むための実行計画(城陽市エコプラン)として平成 15 年3月に策定しました。

また、本計画は、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを含むことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の3に基づく、地球温暖化対策に係る実行計画としても位置付けています。また、平成 24 年度からは、J-EEMS を活用し、本計画を推進しています。

平成 24 年度で第2期計画が終了したため、平成 25 年2月に第3期計画を策定しました。第2期計画と同様に、特にCO₂削減に影響の大きい電気及び燃料の使用量削減を中心とした市の事務・事業によるエネルギー使用量の削減計画として設定しています。

また、温室効果ガス排出量の算定方法について、第3期計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく排出係数(毎年度変動する)を使用し温室効果ガス排出量を算定することとしています*¹が、市の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを適切に比較、評価できるよう、第2期エコプラン以前に使用していた排出係数(固定係数*²)による温室効果ガス排出量(参考排出量)についても把握し、評価していくこととしています。

※1 温室効果ガス排出量の算定について（地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定の手引き：（H26.3 環境省））

温室効果ガス排出量は算定項目ごとの「活動量」（電気や燃料（都市ガス等）の使用量等）に「排出係数」（活動量単位あたりの温室効果ガス排出量）を乗じて算定します。二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、さらに「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素に換算します。また、排出係数は、最新の数値を用いることとします。

※2 固定係数とは、平成 13 年度基準値の算定時に使用した排出係数（平成 11 年度係数）です。

(1) 計画期間

平成 25 年度より、第3期エコプランを執行しており、本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間です。（計画の基準年度は、平成 13 年度です。）

(2) 計画の対象範囲

本計画では、市が所管する全ての事務・事業を対象とします。すなわち、市庁舎に限らず、小・中学校、幼稚園、保育園、コミュニティセンター、公営企業等を含む市の全施設・全事業とし、市全体で取り組むこととしています。（指定管理者制度施設を除く）

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

■「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める温室効果ガスの種類

二酸化炭素 (CO ₂)
メタン (CH ₄)
一酸化二窒素 (N ₂ O)
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) (Hydro-Fluoro-Carbon)
パーフルオロカーボン類 (PFC) (Per-Fluoro-Carbon)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)
三ふっ化窒素 (NF ₃) (注)

※HFC, PFC, SF₆, NF₃は、本計画では該当する活動項目なし。

(注) 三ふっ化窒素を対象ガスに加える規定は、平成 27 年4月1日から施行されました。

(4) 目標値

平成 25 年度から5年間で温室効果ガス排出量 12% (739t-CO₂) 削減を目指します。

削減量 739t-CO₂ は、約 528,000 本の樹木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

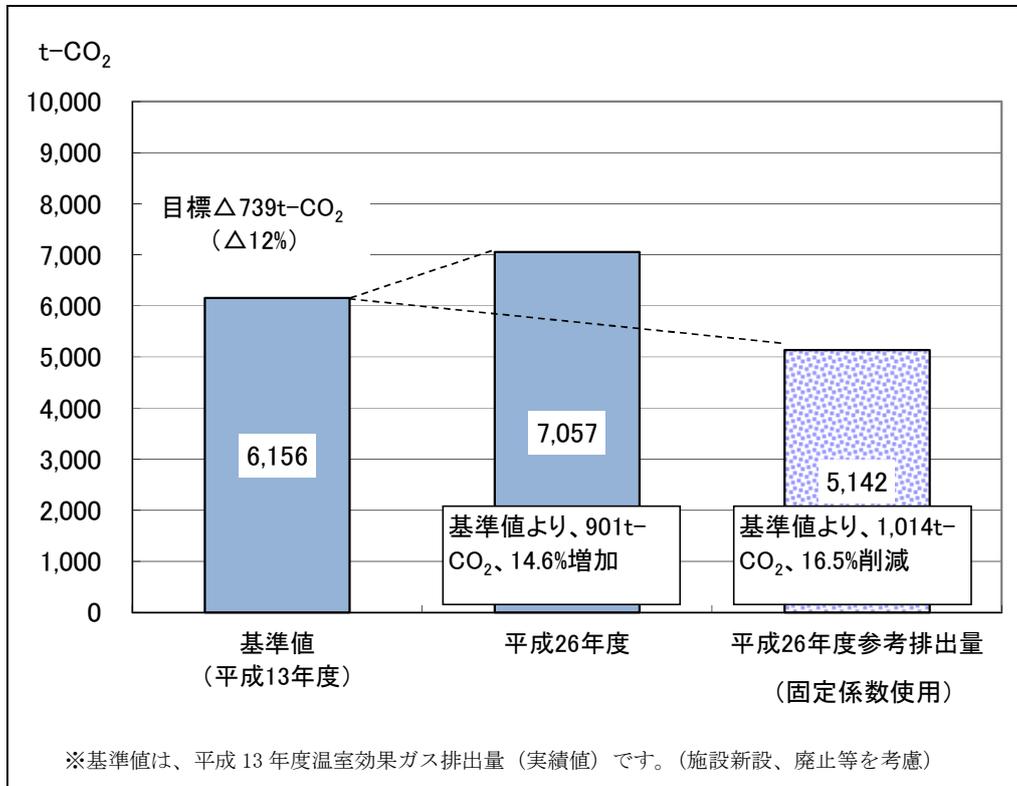
(5) 平成 26 年度実績

①温室効果ガス総排出量

平成 26 年度における温室効果ガス総排出量は 7,057t-CO₂ で、基準値(平成 13 年度)と比較して 14.6% (901t-CO₂) 増加しています。これは、電気(関西電力)の二酸化炭素排出係数が増加した

影響を大きく受けているためです。

なお、市の事務事業に伴うエネルギー使用量自体は一部燃料を除き削減できているため、固定係数を使用した平成26年度の参考排出量は5,142t-CO₂で、基準値(平成13年度)と比較して16.5%(1,014t-CO₂)減少しています。



②活動項目別の温室効果ガス排出状況

活動項目別に見ると、城陽市における温室効果ガスの排出量はその85.9%が電気の使用に伴うものです。

◆電気使用に伴う温室効果ガス排出量

温室効果ガス総排出量の原因の85.9%を占める電気の使用については、対基準年度比で約18.3%の使用量を削減することができたものの、電気使用に伴う温室効果ガス排出量は基準年度比で19.4%の増加という結果となりました。

なお、事務所系施設の電気使用量自体は、空調機の更新や、照明機器の省エネ化、間引き消灯等の実施により20.6%、事業系施設の電気使用量は、上水道の配水量が減少したことに伴い、ポンプ場や浄水場の電気使用量が減少したことなどから17.0%削減できています。

◆燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

燃料使用に伴う温室効果ガス排出量については5.4%減少しました。特に都市ガスについては、市庁舎や各コミセンなどにおける空調の省エネ管理が徹底されていることが主な要因です。

◆公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量は、18.9%減少しました。これは、燃費性能がよ

い公用車への更新により、車両燃料使用量が減少したことが要因です。

表1 活動項目別の温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

調査項目	単位	平成13年度 (基準値)	平成26年度			平成26年度参考排出量 (固定係数使用)			
			平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比	平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比	
電 気	事務所で使用した電気	kg-CO ₂	1,886,941	2,189,470	302,529	116.0%	1,497,398	-389,543	79.4%
	事業系施設で使用した電気量(ポンプ場、上下水道部、街灯など)	kg-CO ₂	3,191,896	3,874,688	682,792	121.4%	2,649,929	-541,967	83.0%
	合 計	kg-CO ₂	5,078,837	6,064,158	985,321	119.4%	4,147,327	-931,510	81.7%
燃 料	灯油	kg-CO ₂	143,916	169,637	25,721	117.9%	170,998	27,082	118.8%
	A重油	kg-CO ₂	386,396	355,078	-31,318	91.9%	362,939	-23,457	93.9%
	液化石油ガス(LPG)	kg-CO ₂	67,224	45,738	-21,486	68.0%	46,043	-21,181	68.5%
	都市ガス	kg-CO ₂	283,760	263,508	-20,252	92.9%	254,055	-29,705	89.5%
合 計	kg-CO ₂	881,296	833,961	-47,335	94.6%	834,035	-47,261	94.6%	
公 用 車 等 燃 料	ガソリン	kg-CO ₂	139,546	109,477	-30,069	78.5%	109,005	-30,541	78.1%
	軽油	kg-CO ₂	52,276	46,156	-6,120	88.3%	47,231	-5,045	90.3%
	合 計	kg-CO ₂	191,822	155,633	-36,189	81.1%	156,236	-35,586	81.4%
公用車の走行距離(燃焼副生成物)	kg-CO ₂	4,273	3,603	-670	84.3%	3,927	-346	91.9%	
CO ₂ 排出量 合計	kg-CO ₂	6,156,228	7,057,355	901,127	114.6%	5,141,525	-1,014,703	83.5%	

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成13年度温室効果ガス排出量(実績値)です。(施設新設、廃止等を考慮)

③施設別温室効果ガス排出量

施設別の排出量についても、本庁舎をはじめ、ほとんどの施設設備で温室効果ガス排出量が増加しました。ただし、市の温室効果ガスの85.9%を占める電気使用量自体は、各施設での省エネ取り組みや、設備更新時における省エネ機器の導入などにより、ほとんどの施設、設備で削減できています。

平成26年度については、街灯について全ての20W防犯灯のLED化を実施したことにより、これまで微増し続けていた街灯の電気使用量を基準年度水準にまで削減することができました。

表2 施設別温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

対象施設	平成13年度 (基準値)	平成26年度			平成26年度参考排出量 (固定係数使用)		
		平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比	平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比
市庁舎	580,079	645,407	65,328	111.3%	498,467	-81,612	85.9%
街灯	440,661	643,265	202,604	146.0%	439,934	-727	99.8%
河川ポンプ場、排水機場	41,350	36,045	-5,305	87.2%	27,184	-14,166	65.7%
衛生センター	86,328	62,141	-24,187	72.0%	57,141	-29,187	66.2%
保健センターと休日急病診療所	36,500	40,207	3,707	110.2%	28,340	-8,160	77.6%
子育て支援課関連施設(保育園2、学童保育所10、ふたば園)	74,547	112,164	37,617	150.5%	84,056	9,509	112.8%
消防施設(庁舎、青谷・久津川分署、訓練塔)	207,671	187,004	-20,667	90.0%	145,942	-61,729	70.3%
上下水道施設(庁舎、浄水場、ポンプ場、取水井)	2,707,565	3,039,068	331,503	112.2%	2,082,897	-624,668	76.9%
幼稚園 1園	7,014	7,847	833	111.9%	5,766	-1,248	82.2%
小学校 10校	490,741	631,825	141,084	128.7%	466,742	-23,999	95.1%
中学校 5校	345,512	452,900	107,388	131.1%	332,487	-13,025	96.2%
コミュニティセンター(東部、南部、今池、青谷、寺田)	260,914	285,418	24,504	109.4%	208,772	-52,142	80.0%
公民館(北、久津川、富野)	29,437	27,860	-1,577	94.6%	20,283	-9,154	68.9%
歴史民俗資料館	93,686	90,927	-2,759	97.1%	68,488	-25,198	73.1%
学校給食センター	564,687	600,193	35,506	106.3%	529,344	-35,343	93.7%
図書館	143,726	138,946	-4,780	96.7%	104,656	-39,070	72.8%
男女共同参画支援センター	20,729	23,979	3,250	115.7%	18,925	-1,804	91.3%
寺田分庁舎	25,081	32,159	7,078	128.2%	22,101	-2,980	88.1%
総合計	6,156,228	7,057,355	901,127	114.6%	5,141,525	-1,014,703	83.5%

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成13年度温室効果ガス排出量(実績値)です。(施設新設、廃止等を考慮)

※平成13年度にない施設は、施設完成後、初めて通年稼働した年の実績を基準値としています。

東日本大震災を契機として原子力発電所が稼働できない状況下で、関西電力の二酸化炭素排出係数が大幅に増加したことから、市の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み努力が見えにくい状況にあります。

二酸化炭素排出係数が増加した影響を大きく受け、温室効果ガス排出量は基準年度比で14.6%増加していますが、省エネ型空調機や照明器具への更新、照明の間引き等の取り組みの結果、電気使用量自体は削減できており、参考排出量(第2期エコプラン以前に使用していた排出係数(固定係数)による温室効果ガス排出量)では基準年度比で16.5%削減できています。

平成26年度以降においても電気(関西電力)の二酸化炭素排出係数の増加が見込まれており、第3期エコプランの削減目標の達成は困難な状況ですが、今後についても省エネルギーの徹底を図り、全庁をあげて取り組みを推進していきます。

3) ISO認証取得助成金交付制度の取り組み

本市環境基本条例における事業者の責務として環境マネジメントシステムの構築に努めなければならないと規定していることから、平成16年度より環境管理の国際規格であるISO14000シリーズ、または、品質保証の国際規格であるISO9000シリーズを認証取得した中小企業者に対して経費の一部を助成することにより、地球環境問題に積極的に取り組み、環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資することを重視しながら、一方、中小企業者の競争力や信頼を高めることを通し商取引の拡大を図ることとしました。(資料編3-10「城陽市ISO認証取得助成金交付要綱」を参照)